

函館市地域体育施設条例

南茅部スポーツセンター使用料

区分	時間区分			
	午前(午前9時から正午まで)	午後(正午から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	全日(午前9時から午後9時まで)
アリーナ	8,240円	12,360円	16,480円	37,080円
研修室兼柔剣道室	2,570円	3,810円	5,150円	11,530円
研修室兼トレーニング室	610円	920円	1,230円	2,760円
控室	410円	610円	820円	1,840円

備考

- 1 商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は、この表の規定による使用料の額(次項において「基本使用料の額」という。)の30割に相当する額とする。
- 2 暖房を使用した場合は、基本使用料の額の2割に相当する額を徴収する。